

第 6578 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 8日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 海外出向社員を一時帰国させた場合

Q：新型コロナの関係で、海外に出向していた社員を一時帰国させました。社員は日本で現地法人の業務をしており、給与は現地法人から支給されています。現地法人は国内に支店等を持っていませんが、この場合、源泉徴収はどうなりますか？

A：次のようになります。

【解説】

所得税では、非居住者が日本国内において行う勤務に基因する給与は、国内源泉所得として所得税の課税対象となり、非居住者に対して国内において国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をする必要があります。

ただし、租税条約等により、次の要件を満たす場合には、所得税が免税となります。

- ① 滞在期間が課税年度又は継続する12か月を通じて合計183日を超えないこと。
- ② 報酬を支払う雇用者等は、勤務が行われた締約国の居住者でないこと。
- ③ 給与等の報酬が、役務提供地にある雇用者の支店その他の恒久的施設によって負担されないこと

一時帰国している期間の給与は、所得税の課税対象となりますが、国内において支払われるものではありませんので、源泉徴収は不要ですが、給与の支払を受けたこの社員は、その給与について、日本において確定申告書の提出及び納税が必要となります。

ただし、この給与が、上記の要件を満たす場合には、所得税は課されません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

